

平成 20 年度 交通労働災害防止対策チェックリスト

このチェックリストは、厚生労働省の「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 6 年 2 月策定。平成 20 年 4 月改正）に沿った取組みが事業場で行われているかどうかを確認しながら必要な指導を行うことを通じてガイドラインの内容の周知・定着を図り、交通労働災害の防止に寄与することを目的としています。

〔 〕の部分、厚生労働省がこのガイドラインの改正に先立って平成 18 年に行ったトラック事業者・トラック運転者に対する調査で明らかになった事項で、このような事項も踏まえてガイドラインの内容が構成されています。

第 1 交通労働災害防止のための管理体制等

チェック項目	備 考
<p>1 交通労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">安全に対する組織の関与が低いと、交通労働災害が発生しやすくなります。</p> <p>(1) 交通労働災害防止を担当する管理者を選任していますか。</p> <p>1 <u>選任している</u> 2 選任していない 3 選任したい、選任する予定がある</p> <p>選任している場合</p> <p>○ それはどなたですか（複数回答可）。</p> <p>1 安全管理者 2 安全衛生推進者 3 運行管理者</p> <p>4 安全運転管理者 5 その他（ ）</p> <p>○ 役割、責任及び権限を定めていますか。</p> <p>1 定めている 2 定めていない</p> <p>3 定めたい、定める予定がある</p> <p>○ 選任された管理者に、交通労働災害防止のための必要な教育を実施していますか。</p> <p>1 実施している 2 実施していない</p> <p>3 実施したい、実施する予定がある</p>	
<p>2 組織的な取組</p> <p>交通労働災害防止のためには、「労働安全衛生マネジメントシステム」の考えに基づいて、次のような取組を組織的に行うことが必要です。</p> <p>①「安全衛生方針」の表明 → ②「安全衛生目標」の設定 →</p> <p>③「安全衛生計画」の作成 →</p> <p>※「安全衛生計画」については、「作成」(Plan) → 「実施」(Do) → 「評価」(Check) → 「改善」(Act) という PDCA サイクルを繰り返して、より実効のあるものとしていくことが必要です。</p> <p>※「また、計画 (Plan) は、「リスクアセスメント」を実施することにより特定されたリスクについて、その低減を図るための改善策を含めて策定することが基本になります。</p> <p>※「労働安全衛生マネジメントシステム」の取組と「運輸安全マネジメント」の取組を別々のものとして行う必要はありません。全体としてこれらの取組が行われていればよいのであって、例えば「運輸安全マネジメント」の取組みの中に、交通労働災害防止のために必要な事項を入れることで対応できます。</p> <p>※「安全衛生方針」の表明、「安全衛生目標」の設定及び「安全衛生計画」の作成に</p>	

チェック項目	備考
<p>1 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>休息期間が8時間未満の場合、拘束時間が13時間超の場合、運転業務時間が9時間以上の場合、交通労働災害が発生しやすくなります。</p> <p>(1) 厚生労働省の「改善基準告示」を知っていますか。 1 知っている 2 知らない</p> <p>※ 改善基準告示 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号、改正平成12年労働省告示120号) 自動車運転者の労働条件の向上を図るために、労働大臣(現厚生労働大臣)が示した労働時間等の改善のための基準です。</p> <p>○ 拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間のことです。労働時間と休憩時間(休憩時間の中には仮眠時間を含みます。)の合計時間をいいます。 1日の拘束時間は、130時間以内を基本とします。(延長する場合でも16時間が限度) 一カ月の拘束時間は、原則として293時間以内でなければなりません。</p> <p>○ 休息期間：勤務と次の勤務との間の時間のことです。睡眠時間を含む生活時間として、労働者にとって全く自由な時間です。「休憩時間」とは違います。 休息期間は、継続した8時間以上とする必要があります。</p> <p>○ 運転時間：連続運転時間は4時間以内 1日の運転時間は2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は2週間ごとの平均で44時間以内とする必要があります。</p> <p>(2) 運転者の勤務実態について記入してください。 1日の拘束時間：最大 () 時間 休息期間 : 最小 () 時間 連続運転時間 ; 最大 () 時間 運転時間 : 1日平均 () 時間 ※ 運転者のうち、最大(最小)の者について記入してください。</p> <p>(3) 十分な睡眠時間の確保に配慮した、労働時間管理や走行管理を行っていますか。 1 行っている 2 行っていない。</p> <p>○ 行っている場合、どのような配慮をしていますか。 ()</p> <p>(4) 運転者の自宅と勤務場所との間の移動に要する時間等を考慮して、十分な睡眠時間を確保するために、より短い拘束時間の設定や宿泊施設の確保等を行っていますか。 1 <input checked="" type="checkbox"/> 行っている 2 <input type="checkbox"/> 行っていない 3 <input type="checkbox"/> 図ることとしたい</p> <p>↓</p>	

○ 図っている場合、どのような具体的な取組を行っていますか。
()

2 適正な走行計画の作成と指示

休憩時間の定めをした場合には、交通労働災害等が発生しにくくなります。

(1) 走行計画を作成していますか。

1 作成している 2 作成していない 3 作成することとしたい

↓

※ 作成している場合

○ 走行計画にはどのような項目が含まれていますか。(複数回答可)

- 1 走行の開始・終了の地点・日時
- 2 拘束時間、運転時間、休憩時間
- 3 走行に際して注意を要する箇所の位置
- 4 荷役作業の有無とその内容・所要時間
- 5 走行の経路、主な経過地での出発・到着の日時の目安(個別配送は除く。)
- 6 その他()

○ 走行計画では、交通死亡災害が多発する早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにしていますか。

1 している 2 していない 3 そのようにしたい

(2) 走行経路の決定等のために「交通安全情報マップ」を作成していますか。

1 作成している 2 作成していない

↓

○ 作成している場合、どのような項目が含まれていますか(複数回答可)。

- 1 運転に際して注意を要する箇所の位置
- 2 制限速度等交通規制
- 3 休憩・仮眠・食事・給油等の場所
- 4 その他()

※「交通安全情報マップ」とは、上記 1,2,3 などの情報を地図等に盛り込んだものをいいます。

(3) 乗務状況の把握のために、運行記録計(タコグラフ)を備えていますか。

1. デジタル式運行記録計を備えている

↓ 2 デジタル式ではないが運行記録計を備えている

↓ 3 備えていない

↓ 4 備えることとしたい、備える予定がある

○ デジタル式運行記録計を備えている場合に、その記録を安全運転指導等に活用していますか。

1 活用している 2 活用していない 3 活用することとしたい、活用する予定である

(4) 走行計画どおりに走行できなかった場合、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行っていますか。

<p>1 行っている 2 行っていない 3 行いたい、行う予定である</p>	
<p>3 睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置</p> <p>-----</p> <p>普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が6時間未満である場合、交通労働災害が発生しやすくなります。</p> <p>(1) 乗務前の点呼等により、疾病、疲労、飲酒等により安全な運転をすることができないおそれがあるかどうかを把握していますか。</p> <p>1 <u>把握している</u> 2 把握していない 3 把握することとしたい</p> <p>↓</p> <p>○ 把握している場合に、点呼等の結果を記録していますか。</p> <p>1 記録している 2 記録していない 3 記録することとしたい、記録することとする予定である</p> <p>(2) 乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認していますか。</p> <p>1 <u>確認している</u> 2 確認していない 3 確認することとしたい、確認する予定である</p> <p>↓</p> <p>○ 確認している場合、点呼等により睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態が認められた場合、運転業務に就かせない等必要な措置を講じていますか</p> <p>1 講じている 2 講じていない 3 講ずることとしたい、講ずる予定である</p> <p>○ 講じている場合には、どのような措置ですか。</p> <p>()</p>	
<p>4 荷役作業を行わせる場合の措置等</p> <p>-----</p> <p>荷役作業を毎回運転者に実施させる場合、交通労働災害等が発生しやすくなります。</p> <p>(1) 運転者による荷役作業があるかどうか、事前に確認していますか。</p> <p>1 <u>確認している</u> 2 確認していない 3 荷役作業はない</p> <p>↓</p> <p>○ 荷役作業があることを事前に確認している場合や事前に予定していなかった荷役作業を運転者に行わせることとなった場合には、十分な休憩時間の確保を図るようにしていますか。</p> <p>1 確保している 2 確保していない 3 確保することとしたい</p> <p>(2) 荷役作業のある運転者に対して、安全な荷役作業方法についての教育を行っていますか。</p> <p>1 教育を行っている 2 行っていない 3 行うこととしたい</p> <p>(3) 荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるために、どのような対策を行っていますか (複数回答可)。</p>	

1 台車、テールゲートリフター等荷役用具の備付け 2 フォークリフト等の荷役機械の使用 3 その他 () 4 行っていない。	
--	--

第3 交通労働災害防止のための教育の実施等

チェック項目	備考
<p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">運転者に対する教育の項目が増加すると交通労働災害等が発生しにくくなります。</p> <p>1 新規雇入れ運転者（作業内容の変更をした運転者を含む）に対して、交通労働災害防止に関する教育を実施していますか。</p> <p>1 <u>教育を実施している</u> 2 実施していない 3 実施することとしたい、実施する予定である</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 実施している場合、教育にはどのような項目が含まれていますか。（複数回答可）</p> <p>1 交通法規 2 運転時の注意 3 走行前点検の励行 4 「改善基準告示」等の遵守 5 運転日前日の十分な睡眠時間確保 6 飲酒による運転への影響 7 睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療 8 体調の維持等の必要性に関する事項 9 その他 ()</p> <p>2 運転者に対して、交通労働災害防止に関する教育・講習等を日常的に行っていますか。</p> <p>1 <u>行っている</u> 2 行っていない 3 行うこととしたい、行う予定である</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 行っている場合、教育にはどのような項目が含まれていますか。（複数回答可）</p> <p>1 「改善基準告示」等の遵守 2 運転日前日の十分な睡眠時間確保 3 飲酒による運転への影響 4 睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療 5 体調の維持等の必要性に関する事項 6 警察等からの交通事故発生情報</p>	

第5 健康管理

チェック項目	備考
<p>1 健康診断の実施</p> <p>(1) 運転者に対し、健康診断を実施していますか。</p> <p>1 <u>実施している</u> 2 実施していない 3 実施することとしたい、実施する予定である</p> <p>↓</p> <p>○ 健康診断を実施している場合、有所見者に対して、医師の意見を踏まえ、その結果に基づく適切な就業上の措置（労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など）を実施していますか。</p> <p>1 実施している 2 実施していない 3 実施することとしたい、実施する予定である</p> <p>(2) 深夜業（午後10時から午前5時まで）を含む業務に従事する労働者がいますか。</p> <p>1 <u>いる</u> 2 いない</p> <p>↓</p> <p>○ いる場合に、6か月以内ごとに健康診断を実施していますか。</p> <p>1 実施している 2 実施していない 3 実施することとしたい、実施する予定である</p>	
<p>2 面接指導等</p> <p>長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者が申し出た場合に、医師による面接指導等を行うことを周知していますか。</p> <p>1 周知をしている 2 していない 3 周知することとしたい、周知する予定である</p> <p>※ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者が申し出た場合に、事業者は、医師による面接指導を実施しなければなりません（週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超える場合は義務、100時間以下かつ80時間を超える場合は努力義務）</p> <p>労働者数50人以上の事業場については、平成18年4月1日から、50人未満の事業場については、平成20年4月1日から事業主の義務とされています。</p>	